

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第63号）（環境局事業部廃棄物指導課）

次のとおり、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」といいます。）の規定に基づく事務に係る手数料を定めることとしました。

区 分	手 数 料 (1件につき)
法第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	円 78,000
法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	70,000
法第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	84,000
法第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	77,000
法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	75,000

この条例は、平成16年7月1日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第63号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条中「別表第6」を「別表第7」に改め、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)

第9条 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく事務について、別表

第6に掲げる手数料を徴収する。

別表第6中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同表を別表第7とする。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6 (第9条関係)

区 分	手 数 料 (1件につき)
使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下この表において「法」という。)第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	円 78,000
法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	70,000

法第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	84,000
法第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	77,000
法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	75,000

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(環境局事業部廃棄物指導課)